

一般競争入札を次のとおり行うので、徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号）第3条及び第5条の規定により公告します。

令和6年5月7日

徳島市長 遠藤 彰 良

1 入札に付する事項

- (1) 工事件名 北島田16棟外壁改修工事 （電子入札対象案件）
- (2) 工事箇所 徳島市北島田町3丁目
- (3) 工事期間 契約日の翌日から令和6年11月29日まで
- (4) 工事概要 防水形複層塗材E（トップコート塗替 水系ウレタン） 2, 175m²
その他 一式
- (5) 予定価格（税抜き） 18, 280, 000円
- (6) 最低制限価格（税抜き） 開札後に公表する。

本案件の最低制限価格の設定は、以下の建築系工事算式によるものとする。

$$\text{最低制限価格[税抜き]} = \frac{(\text{平均入札額} + \text{予定価格[税抜き]} \times 2) \div 3 \times 0.94}{}$$

なお、最低制限価格に、1円未満の端数が生じた場合は、1円未満を切り捨てるものとする。

平均入札額は、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った全ての入札書（失格となった者の入札書も含む。）を対象に算出する。ただし、予定価格の89%未満の額の入札書は予定価格の89%とみなして算出する。このとき、予定価格の89%とみなした金額は、千円未満を切り捨てるものとする。

本工事は競争入札参加資格審査申請、入札を徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変更することができる。

2 入札参加資格

次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条による技術者を配置可能な者
- (3) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置を受け、又は指名を回避されている期間のない者
- (4) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置期間のない者
- (5) 公告の日から開札執行の日までの間に、建設業法第27条の23第1項による経営事項審査が失効（最新の審査基準日から1年7か月経過）していない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平成

1 1 年法律第 2 2 5 号) に基づき再生手続開始の申立て、又は破産法(平成 1 6 年法律第 7 5 号) に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、更生手続開始の申立て、又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、本市に競争入札参加資格の再申請を行っている者は、当該申立てがなされていない者とみなす。

(7) 建設工事の一般競争入札等に係る業者選定運用基準(以下「運用基準」という。)第 4 条に定める業者について、下記の参加資格を公告日時点で満たしていること。

ア 徳島市内に建設業法上の主たる営業所(本店)を有する者

イ 次の(ア)から(エ)までのいずれかの条件を満たす者

(ア) 運用基準第 5 条第 1 項第 1 号に定める登録業者名簿に令和 4 年 5 月 7 日から継続して登録されている業者。ただし、運用基準第 7 条第 1 項第 1 号により、令和 4 年 5 月 7 日及び令和 6 年 5 月 7 日に登録業者名簿に登録されており、その間に 1 年未満の非登録期間がある場合は、参加資格を有することとする。

(イ) 運用基準第 7 条第 1 項第 2 号により、令和 5 年度、令和 4 年度、令和 3 年度及び令和 2 年度の登録業者名簿に登録されている業者。

(ロ) 運用基準第 7 条第 1 項第 3 号により、令和 5 年度の登録業者名簿に登録され、令和 4 年度の登録業者名簿に登録されていなかった業者のうち、令和 3 年度及び令和 2 年度の登録業者名簿に登録されている業者。

(エ) 運用基準第 7 条第 1 項第 4 号により、令和 5 年度及び令和 4 年度の登録業者名簿に登録され、令和 3 年度の登録業者名簿に登録されていなかった業者のうち、令和 2 年度及び令和元年度の登録業者名簿に登録されている業者。

ウ 運用基準第 5 条第 1 項第 2 号に定める等級は、最新の登録業者名簿における塗装工事の A の者

エ 運用基準第 5 条第 3 項の規定により、最新の登録業者名簿の格付において使用した総合評定値通知書又は、当案件の申請時点での最新の総合評定値通知書のいずれかにおける塗装工事の平均年間完成工事高の額が 5 0 0 万円を超えている者

オ 運用基準第 7 条第 7 項の規定により、徳島市外から徳島市内に本店所在地を移転した者は、令和 6 年 5 月 7 日現在で移転後 2 年以上経過していなければ、入札に参加できないものとする。

3 参加資格の確認と決定

次に掲げる書類の審査により、一般競争入札参加資格の有無を決定する。

- (1) 業者状況一覧表
- (2) 紙入札方式参加承諾願【紙入札用】
- (3) 入札参加資格審査申請書【紙入札用】

4 様式及び契約条項を示す場所

- (1) 様式：徳島市ホームページ 入札情報(建設工事・建設工事関連業務委託等)
(<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/index.html>)
- (2) 契約条項：総務部契約監理課

〒770-8571 徳島県徳島市幸町 2 丁目 5 番地
徳島市役所本館 6 階

電話 088-621-5326

5 設計図書の提供及び期間

- (1) 提供場所 徳島市ホームページ 公共工事入札情報サービスからダウンロードすること。
(<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/ppi.html>)
設計担当課 〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地
徳島市役所 本館4階 都市建設部公共建築課
電話 088-621-5345
- (2) 期間 令和6年5月7日から令和6年5月29日まで

6 申請書類及び確認資料等の提出及び方法

- (1) 提出期間 令和6年5月8日から令和6年5月21日午後5時まで
- (2) 提出方法 電子入札システムにより提出すること。

申請書類3-(1)

PDF形式又はMicrosoft Excel形式(拡張子「.xls」又は「.xlsx」)で作成の
うえ、電子入札システム画面の【入札参加資格審査申請書】に添付して送信す
ること。

紙入札方式で参加する場合

申請書類3-(1)から(3)

提出期限は令和6年5月21日午後5時までとする。

提出先は契約監理課とする。

7 質疑書の提出・回答方法

質疑書の提出は、FAXにより行うものとする。ただし、質疑のない場合、提出は不要である。

- (1) 受付期間 令和6年5月8日から令和6年5月16日午後4時まで
- (2) 回答期間 令和6年5月22日から令和6年5月28日まで
- (3) 受付方法 契約監理課にFAXすること。
FAX 088-624-5563
- (4) 回答方法 徳島市ホームページで公開する。

8 入札書と内訳明細書の提出方法

- (1) 提出期間 令和6年5月22日から令和6年5月29日午前11時まで
- (2) 提出方法 電子入札システムにより提出すること。

入札書には内訳明細書を添付すること。なお、内訳明細書はPDF形式又は
MicrosoftExcel形式(拡張子「.xls」又は「.xlsx」)で作成すること。

紙入札方式で参加する場合

提出日時：令和6年5月29日午前11時

上記提出日時に入札室(徳島市役所本館6階)へ持参すること。提出に際して
は、提出日を記載して、二重封筒とし、入札書は内封筒に入れ封緘し、内訳明細
書は外封筒に入れ、内封筒には入れないこと。なお、代理人が入札書を持参する
場合は委任状を持参すること。

注) 電子入札システムにより、入札書を提出した後は、原則として撤回、訂正等はできない。

ただし、例外として、電子入札システムによる入札書提出後、配置予定技術者が配置できなくなった場合など、参加資格を喪失したと認められる場合は、開札までの間は入札辞退理由書を受付けるものとし、開札までに提出のあった場合のみ辞退の扱いとする。

注) 内訳明細書に重大な不備がある場合は、当該内訳明細書を提出した者を失格とするので注意すること。また、提出後は、内訳明細書の差し替え及び再提出は一切認めない。

9 開札等

- (1) 開札日 令和6年5月29日午前11時
- (2) 開札場所 入札室（徳島市役所本館6階）
- (3) 開札時に入札書提出者の立会いを許可する。
- (4) 徳島市入札後審査型条件付一般競争入札実施要綱（以下「実施要綱」という。）第12条第3項の規定により、開札後、入札参加資格の有無を審査するため、落札の決定を保留するものとする。
- (5) 保留後、実施要綱第12条第4項から第6項までの規定により、落札決定を行う。

注) 入札参加資格の無い場合は、開札後、無効となる。

- (6) 保留後、落札決定まで概ね2～3日（土、日及び祝日を除く。）かかるものとする。ただし、審査の内容によってはそれ以上の日時を要する場合がある。
- (7) くじにより落札者の決定を行うことになった場合、電子くじにより落札者を決定するものとする。

10 入札・落札に関すること

- (1) 特別の理由がある場合は、工事の発注を取り止め又は延期をすることがある。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 入札の無効
 - ア 公告に示した入札参加資格のない者の入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 徳島市契約規則第13条の各号に該当する入札
 - エ 建設工事等入札心得第5条の各号に該当する入札なお、郵送による入札は認めない。
- (4) 開札日の翌日から落札決定までの間に、徳島市建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置又は指名回避措置を受けた者は、失格とする。
- (5) 開札日の翌日から落札決定までの間に、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けた者は、失格とする。
- (6) 開札日の翌日から落札決定までの間に、建設業法第27条の2第3第1項による経営事項審査が失効（最新の審査基準日から1年7か月経過）した者は、失格とする。
- (7) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 契約に関すること

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上（金銭的保証とする。）
- (3) 前払金 契約金額の10分の4以内に相当する額を超えない範囲で請求することができる。
- (4) 中間前払金 契約金額の10分の2以内に相当する額を超えない範囲で請求することができる。
- (5) 落札者の決定後、契約締結までの間において、徳島市建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置又は指名回避措置を受けた場合には、この請負契約を締結しないこととする。
- (6) 落札者の決定後、契約締結までの間において、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けた場合には、この請負契約を締結しないこととする。
- (7) 落札者の決定後、契約締結までの間において、建設業法第27条の23第1項による経営事項審査が失効（最新の審査基準日から1年7か月経過）した場合には、この請負契約を締結しないこととする。

12 その他

- (1) 工事に対応する資格を有する主任技術者又は監理技術者を本工事の現場に配置できること。
（入札の結果、契約金額が税込4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上になった場合には、建設業法に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を必要とする。ただし、主任技術者又は監理技術者を専任で配置する場合において、本市が認める兼務条件を満たす場合は、他工事の主任技術者又は監理技術者と兼務することが可能である。）
- (2) 下請契約の請負代金の総額が税込4,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）以上になった場合には、建設業法に基づき特定建設業の許可、監理技術者の配置が必要となるので十分に留意すること。
- (3) 提出書類等に虚偽の記載がある場合は、契約を解除することがある。
- (4) 運用基準第7条第2項に該当する場合は、申請時に関係書類の提出を求めることがある。
- (5) 運用基準第7条第5項に該当する場合は、申請時に登記事項証明書等の提出を求めることがある。
- (6) その他、業者選定の詳細については、運用基準によること。
- (7) 実施要綱第14条の規定により、入札参加資格要件を満たしていないと認められた者は、市長に対し、その理由についての説明を書面により求めることができる。
- (8) 本件工事は、参加資格審査申請、添付資料、入札等を電子入札システムで行うものであり（一部郵送による。）、対応の詳細については、徳島市建設工事等電子入札要領及び徳島市建設工事等電子入札に関する運用基準によること。
- (9) その他、各様式等の記載例、入札心得等に従うこと。
- (10) 本市側のシステム障害等により電子入札システムによる入札手続に障害が発生した場合には、受付等の締切時間の変更、紙入札への切り替え、又は入札を取り止めることがある。